

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

基本手当の給付制限期間の短縮について

会社を退職して求職活動をする場合、雇用保険の基本手当（いわゆる通常の失業給付）を受給する方が多くいます。ただし離職理由によっては、基本手当を受け取れない一定の期間（以下、給付制限期間）が設けられています。この期間が**2020年10月1日以後に退職した場合**より変更となっておりますので今回のヒューマン・プライム通信で解説致します。



① 待期間と給付制限期間について

基本手当は、退職した従業員が、会社がハローワークで手続きをした雇用保険被保険者離職票を住所地のハローワークに持参して受給手続きを行います。受給手続きを行った後には、7日間の待期間があり、待期間後に原則として4週間に1回失業していることの認定を受け

て基本手当が支給されます。ただし、**正当な理由のない自己都合により退職した場合（以下、自己都合による退職）及び自己の責に帰すべき重大な理由で退職した場合（以下、懲戒解雇による退職）は給付制限期間があり、従来この期間は3か月**でした。

② 給付制限期間の変更について

今回、2020年10月1日以後に自己都合によって退職した場合、給付制限期間が以下のように変更になりました。

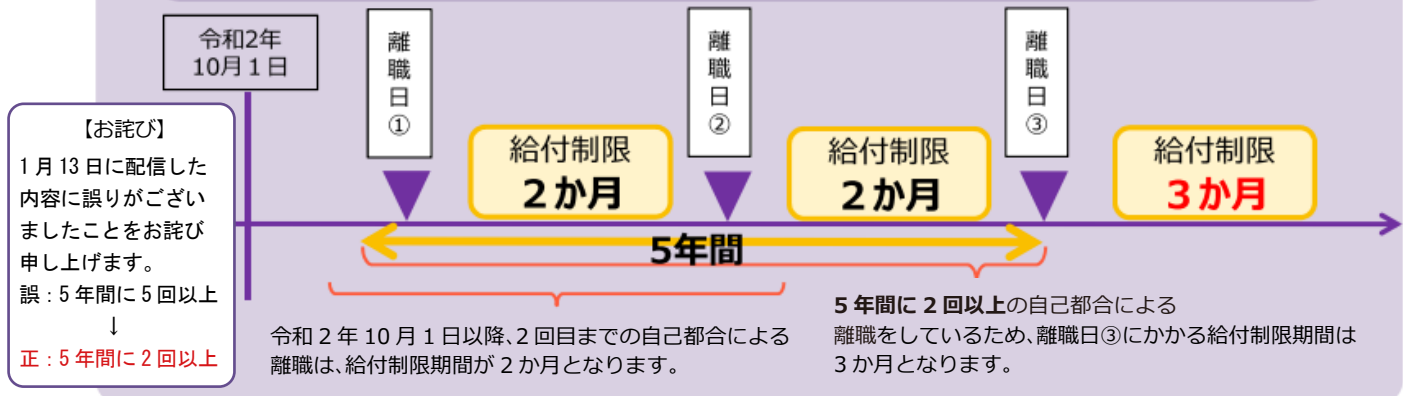
（※懲戒解雇による退職の場合の従来通り給付制限期間は3か月です。）



- 給付制限期間が2か月に短縮
- 短縮される退職は5年間のうち2回まで
- 3回目の退職以降の給付制限期間は3か月

つまり直近の離職日からの5年間のうち、自己都合による退職が2回目までは、給付制限期間は2か月になりますが、3回目からは給付制限期間は3か月になります。

給付制限が3か月となる場合



※自己都合退職には**正当な理由のある自己都合退職**もありますが、この場合は、給付制限期間は設けられていません。

（例）結婚に伴い住所を変更した場合、会社が通勤困難な場所へ移転した場合など



基本手当の手続きは退職した従業員が行うものですが、その従業員が基本手当を受給したいと考えている場合、給付制限期間について尋ねられることがあると思いますので、ぜひ頭に入れておいてください。

ヒューマン・プライムの
無料 Web セミナー

今さら聞けない？ 乗り遅れないための確定拠出年金

- 1月28日（木）14時～
- Microsoft Teams によるライブイベント
- 管理職、経営者・経営幹部、人事・労務、財務・税務・資産管理部門の方

詳細は
コチラ



ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。